国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令
国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法） **第六条の二**　算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額は、各都道府県につき、次に掲げる額の合算額に百分の五十九を乗じて得た額とする。 一　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者（算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者をいう。(2)において同じ。）に係る算定政令第二条第四項に規定する額に五十九分の百を乗じて得た額（次号ロ(1)において「前期高齢被保険者高額医療費負担対象合算額」という。） (2)　（略） 二　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の四月一日から十二月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者高額医療費負担対象合算額 (2)　（略） 2　（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法） **第七条の五**　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条及び第十三条第二項において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。 一・二　（略） （組合普通調整補助金） **第十二条**　算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　次条第一項第一号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「療養給付費等調整対象需要額」という。）から第十四条第一号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「療養給付費等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、療養給付費等調整対象収入額が療養給付費等調整対象需要額を超える場合は、零とする。） 二　次条第一項第二号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「後期高齢者支援金等調整対象需要額」という。）から第十四条第二号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「後期高齢者支援金等調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、後期高齢者支援金等調整対象収入額が後期高齢者支援金等調整対象需要額を超える場合は、零とする。）	（算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法） **第六条の二**　算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額は、各都道府県につき、次に掲げる額の合算額に百分の五十九を乗じて得た額とする。 一　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者（算定政令第二条第五項に規定する前期高齢被保険者をいう。(2)において同じ。）に係る算定政令第二条第四項に規定する額に五十九分の百を乗じて得た額（次号ロ(1)において「前期高齢被保険者八十万円超合算額」という。） (2)　（略） 二　イに掲げる額にロに掲げる割合を乗じて得た額 イ　（略） ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た割合 (1)　当該年度の四月一日から十二月三十一日までの間における当該都道府県の前期高齢被保険者八十万円超合算額 (2)　（略） 2　（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法） **第七条の五**　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。 一・二　（略） （組合普通調整補助金） **第十二条**　算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、当該組合の次条の規定により算定した組合調整対象需要額（以下「組合調整対象需要額」という。）から当該組合の第十四条の規定により算定した組合調整対象収入額（以下「組合調整対象収入額」という。）を控除した額とする。 （新設） （新設）